

上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減確認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」に基づき、社会福祉法人等による利用者負担の軽減の確認について、この要領に定めるものとする。

(軽減対象費用)

第2条 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

(軽減対象者)

第3条 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって、次の要件を全て満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項に規定する者のうち、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象者としませんが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

(軽減の申請及び決定)

第4条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請者が軽減の対象に該当すると認めたときは、当該申請者に社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により軽減対象決定の通知をおこなうとともに、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（様式第3号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

3 確認証の有効期限は、申請日の属する月の初日から7月31日までとする。

(利用者負担額の軽減)

第5条 社会福祉法人等が利用者負担額を軽減する割合は、第2条に掲げる対象サービスに係る利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1、生活保護受給者は個室の居住費に係る利用者負担額の全額とする。）とする。

(確認証の提示)

第6条 軽減を受けようとする者は、軽減対象サービスの利用開始にあたり、事前に軽減をおこなう社会福祉法人等に対し、確認証を提示するものとする。

(補則)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(介護報酬改定に伴う利用者負担額の軽減措置の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの軽減率は28%とし、老齢福祉年金受給者の軽減率は53%とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年11月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

上峰町社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 上峰町長は、介護保険サービスの利用促進を図るため、低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに上峰町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象軽費、基準額及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象軽費及び基準額並びに補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第3条1項に規定する補助金の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第4条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、上峰町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、上峰町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに上峰町長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、上峰町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度3月31日（全額概算払いで交付した場合は、翌年度4月30日）とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、上峰町長が必要と認めるときは概算払いで交付するものとする。

2 規則第15条1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号及び様式第5号のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から適用する。

別表

事 業	対 象 軽 費	補 助 率 等
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号別添3）に基づき利用者負担を減免した額	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号別添3）に基づき算定した額とする。